

令和 5年 8月 7日

お 客 さ ま 各 位

日 高 信 用 金 庫

「当座勘定規定」改定のお知らせ

平素は、日高信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当金庫では、令和5年8月より「ことら送金」の取扱を開始することから、当座勘定規定を下記のとおり改定させていただきます。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客様にも適用されますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 主な改定内容

詳細は別紙「新旧対照表」のとおり。

- (1) 手形・小切手の決済資金への充当時限の追加

2. 改定する規定

- (1) 当座勘定規定
- (2) 当座勘定規定（専用約束手形口用）

3. 改定日

令和5年8月23日（水）

以 上

(1) 当座勘定規定新旧対照表

(改正箇所：朱字および下線部)

改 正 前	改 正 後
第1条～第8条（省略） 第9条（支払いの範囲） (1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の 支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務 を負いません。 (新設) (2) 手形、小切手の金額の一部支払いはしませ ん。 第10条～第33条（省略） 以上 令和4年11月4日改正	第1条～第8条（省略） 第9条（支払いの範囲） (1)（省略） <u>(2) 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時ま でに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金によ り支払います。ただし、当金庫の裁量により15時 以降に入金した資金を支払いに充当することもで きるものとします。</u> <u>(3)</u> 手形、小切手の金額の一部支払いはしませ ん。 第10条～第33条（省略） 以上 <u>令和5年8月23日改正</u>

(2) 当座勘定規定（専用約束手形口用）新旧対照表

（改正箇所：朱字および下線部）

改 正 前	改 正 後
第1条～第9条（省略） 第10条（支払の範囲） (1) 呈示された手形の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。 （新設） (2) 手形の金額の一部支払いはしません。 第11条～第33条（省略） 以上 令和4年11月4日改正	第1条～第9条（省略） 第10条（支払の範囲） (1) （省略） <u>(2) 呈示された手形は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。</u> <u>(3)</u> 手形の金額の一部支払いはしません。 第11条～第33条（省略） 以上 <u>令和5年8月23日改正</u>